

	訂正後	訂正前
	<p>関税法第68条の改正（平成24年7月1日施行） 原則として、輸出申告又は輸入申告に際し、仕入書の提出は不要となりました。 ただし、税関長は、第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があった場合において、「輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき」は、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができることになりました。</p> <p>本年6月、財務省関税局業務課は、本年6月上旬に各税関に対して《通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みについて》の文書を発遣して、各税関において輸入入者及び通関業者に対し、《輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱について（区分1とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等ガイドライン）——東京税関の場合》説明会を実施するように指示をした。 財務省関税局業務課は、この《通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組みについて》の文書の《2. 通関関係書類の簡素化に係る関税改正の内容》において、仕入書の提出について次のように説明するように指示している。</p> <p>《輸出申告》—全ての輸出者について同じ</p> <p>（1）原則（仕入書等の提出不要） 貨物を輸出する者は、税関長に対する輸出申告に際して、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない《関税法第68条》。 具体的には、電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸出申告をした場合において、審査区分が区分1（簡易審査扱い）である場合には、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない。</p> <p>区分1（簡易審査扱い）であっても、申告後に仕入書の提出を要するもの 審査区分が区分1（簡易審査扱い）である場合であっても、次の場合には、輸出申告後一定期間内に税関長に仕入書を提出することを要する。</p> <p>①輸出の許可の日から3日以内に仕入書の提出を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原本確認を必要とする書類—他の法令の輸出規制の解除の証明 <ul style="list-style-type: none"> （イ）関税法第70条に規定する他の法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの （ロ）他の法令の規定により他の法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等 ロ 関税等の減免税関係の書類 <ul style="list-style-type: none"> （イ）関税定率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に所定の書類の提出を要するもの （ロ）国内消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受けるために書類の提出を要するもの <p>② 税関から提出を求めた場合に提出を要するもの 税関長が特に必要と認めるもの</p> <p>（2）例外（仕入書等の提出必要） 貨物を輸出する者は、税関長に対して輸出申告をした場合において、当該輸出申告を受理した税関長が、輸出の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合（区分2又は区分3の場合）には、仕入書等を提出する必要がある《関税法第68条、同令第61条第1項本文》。</p> <p>《輸入申告》—全ての輸入者について同じ</p> <p>（1）原則（仕入書等の提出不要） 貨物を輸入する者は、税関長に対する輸入（納税）申告に際して、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない《関税法第68条》。 具体的には、NACCSを使用して輸入（納税）申告をした場合において、審査区分が区分1（簡易審査扱い）である場合には、当該貨物の申告内容を裏付ける当該貨物に係る仕入書等を当該税関長へ提出することを要しない。</p> <p>区分1（簡易審査扱い）であっても、申告後に仕入書の提出を要するもの 審査区分が区分1（簡易審査扱い）である場合であっても、次の場合には、輸入（納税）申告後の一定期間内に税関長に仕入書を提出することを要する。</p> <p>① 輸入申告の日から3日以内に仕入書の提出を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原本確認を必要とする書類—他法令の輸入規制の解除の証明 <ul style="list-style-type: none"> （イ）関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明するために書類の提出を要するもの （ロ）他の法令等の規定により他の法令非該当貨物であることの証明又は税関において用途確認を要するために書類の提出を要するもの等 ロ 原本確認を必要とする書類—原産地証明書 	

	訂正後	訂正前
	<p>(イ) 経済連携協定税率（EPA税率）又は特惠税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの</p> <p>(ロ) 協定税率の適用を受けようとする貨物であって、原産地証明書の提出を要するもの</p> <p>ハ 原本確認を必要とする書類－通関数量の裏落しを必要とする書類（関税割当証明書） 関税率法第9条の2及び関税暫定措置法第8条の6の規定による関税割当制度の適用を受けるために関税割当証明書の提出を要するもの</p> <p>ニ 関税等の減免税関係の書類</p> <p>(イ) 関税率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって、輸入申告の際に所定の書類の提出を要するもの</p> <p>(ロ) 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合で、その免除を受けるために輸入申告の際に免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要するもの</p> <p>ホ 会計検査院に提出する必要があるもの</p> <p>(イ) 1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上のもの</p> <p>(ロ) 1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し又は免除するもの</p> <p>② 税関から提出を求めた場合に提出を要するもの 税関長が特に必要と必要と認めるもの</p> <p>(2) 例外（仕入書等の提出必要） 貨物を輸入する者は、税関長に対して輸入（納税）申告をした場合において、当該輸入（納税）申告を受理した税関長が、輸入の許可の判断のために必要があるとして仕入書等の提出を求めた場合（区分2又は区分3の場合）には、仕入書等を提出する必要がある（関税法第68条、同令第61条第1項本文）。</p> <p>※本改正の影響を受けて、設問の趣旨自体が異なる等により、従来の設問の表現では正誤等が判断できないものが多数ありますので、上記解説および仕入書の提出に関する箇所のCheck Point!の平成24年7月1日以降の記述をご参照下さい。</p>	
解答（P.20） 第19問	5 輸入申告に際しては、原則として、申告価格総額の多少にかかわらず、税関長に対して輸入申告に係る仕入書を提出する必要はありません（関税法第68条）。	5 輸入申告に際し税関に提出する仕入書は、当該申告に係る貨物の仕出国において作成され、貨物の品名、数量、価格、仕出地等を記載し、かつ、その仕出人が署名したものでなければならないものとされており、輸入者の署名を要することにはなっていない。（同法第68条第1項、同法施行令第60条第2項）
解答（P.20） 第21問	前記の関税法第68条改正の解説を参照 原則として仕入書の提出は不要となりました。	
解答（P.40） 第17問	1、3、4、5の参照条文 関税法第68条	1、3、4、5の参照条文 関税法第68条第2項
解答（P.53） 第16問	前記の関税法第68条改正の解説を参照 原則として仕入書の提出は不要となりました。	
解答（P.58） 第27問	5 前記の関税法第68条改正の解説を参照 原則として仕入書の提出は不要となりました。	
解答（P.67） 第3問	3 前記の関税法第68条改正の解説を参照 原則として仕入書の提出は不要となりました。	
解答（P.69） 第7問	4 関税法第68条、同令第61条第3項、同令第36条の3第3項	4 同令第61条第3項
解答（P.101） 第7問	参照条文 関税法第68条	参照条文 関税法第68条第2項
解答（P.167） [33]	<p>【《輸出申告の特例》による輸出申告に際し税関に提出すべき書類】</p> <p>(1)=○ 第68条（特定輸出者は、原則として、特定輸出申告に際し、申告価格総額の多少にかかわらず、税関長に対して仕入書を提出する必要がない。）</p> <p>(注) 上記のことは、平成24年7月1日以降、特定委託輸出者が行う特定委託輸出申告においても、また、特定製造貨物輸出者が行う特定製造貨物輸出申告においても同じである。</p> <p>(参考－1) 特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、輸出申告を受理した税関長が、輸出の許可の判断のために必要があるとして輸出申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告の内容を確認するために必要な書類の提出を求めた場合には、これらの書類を提出しなければならない（関税法第68条後段、同法施行令第61条第1項）。</p> <p>(参考－2) 特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、輸出申告を受理した税関長が、上記</p>	<p>【《輸出申告の特例》による輸出申告に際し税関に提出すべき書類】</p> <p>(1)=○ (平成24年6月30日まで) 第68条第1項ただし書後段（特定輸出者は、特定輸出申告に際して、税関長が輸出の許可の判断のためにその提出が必要であると認める場合を除き、仕入書を提出する必要がない。）</p> <p>(注) 特定委託輸出者は特定委託輸出申告に際し、特定製造貨物輸出者は特定製造貨物輸出申告に際して仕入書を提出する必要がある。関税法第68条第1項ただし書後段は、「特定輸出申告がされる場合には、仕入書を提出する必要がない。」と規定していることに留意する。</p> <p>(平成24年7月1日から) 改正第68条（貨物を輸出する者は、当該貨物について輸出申告をした場合において、税関長から輸出の許可の判断のために必要であるので、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認することができる書類を提出するように求めがあった場合を除き、仕入書を提出することを要しない。）</p> <p>(注) なお、貨物の輸出者が、輸出申告をした貨物につ</p>

	訂正後	訂正前
	参考－１の契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するための書類を提出を求めなかった場合には、これらの書類を当該貨物の輸出の許可の日から５年間、輸出者の本店、主たる事務所又は当該貨物の輸出取引に係る事務所等に保存しなければならない（関税法第94条第2項、同法施行令第83条第8項）。	いて、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するための書類を提出を求められなかった場合には、これらの書類を当該貨物の輸出の許可の日から５年間、輸出者の本店、主たる事務所又は当該貨物の輸出取引に係る事務所等に保存しなければならない（関税法第94条第2項、同法施行令第83条第8項）。
解答 (P.167) [34]	仕入書の提出に関する設問については、前記の関税法第68条改正の解説を参照	
解答 (P.177) [42]	【特例申告貨物の輸入申告に際し提出すべき書類】 仕入書の提出に関しては、問題編「Check Point！」の（平成24年7月1日から）の通り改正されます。	
解答 (P.181) [42]	【特例申告に際し提出すべき書類】 仕入書の提出に関しては、問題編「Check Point！」の（平成24年7月1日から）の通り改正されます。	
解答 (P.182) [43]	【原産地証明書（WTO原産地証明書（便益関税の適用を受けるための原産地証明書を含む。））】 【原産地証明書（締約国原産地証明書）】 参照条文＝関税法第68条	参照条文＝関税法第68条第2項
解答 (P.227) [1]	【税関への仕入書等の提出】 (1)＝× 第3条第1項、施行令第3条第2項（通関業者が電子情報処理組織して輸入者の依頼による輸入申告を行った場合においても、「仕入書」については、原則として税関長に対して提出する必要がなく、輸入申告を受理した税関長が輸入の許可の判断のために必要があるとして提出を求めたときに限り輸入申告入力後税関長の定める期限までに、また、「その他の書類（関税についての条約の特別の規定による便益（WTO協定税率、経済連携協定税率）の適用を受けるための原産地証明書等）」については、輸入申告入力後税関長の定める期限までに、税関に提出しなければならない。 (注) 原則として、輸入申告又は輸出申告に際し、申告価格総額の多少にかかわらず、税関長に対して仕入書を提出する必要がない。しかし、輸入申告又は輸出申告を受理した税関長が輸入の許可の判断のために必要があると認めて仕入書その他の申告内容を確認するために必要な書類の提出を求めた場合には、当該貨物に係る仕入書等を提出しなければならない。 (2)＝× 第3条第1項、施行令第3条第2項（電子情報処理組織を使用して輸入申告をした貨物に係る仕入書については、輸入申告入力を受理（輸入申告を受理）した税関長が税関長が輸入の許可の判断のために必要があるとして提出を求めたときに限り輸入申告入力後税関長の定める期限まで税関へ提出しなければならない。） (3)＝× 第3条第1項、施行令第3条第2項（電子情報処理組織を使用して輸入申告をした貨物に係る仕入書については、輸入申告入力を受理（輸入申告を受理）した税関長が税関長が輸入の許可の判断のために必要があるとして提出を求めたときに限り輸入申告入力後税関長の定める期限まで税関へ提出しなければならない。） (4)＝○ 第3条第1項、施行令第3条第2項（電子情報処理組織を使用して輸入申告をした貨物に係る仕入書については、輸入申告入力を受理（輸入申告を受理）した税関長が税関長が輸入の許可の判断のために必要があるとして提出を求めたときに限り輸入申告入力後税関長の定める期限まで税関へ提出しなければならない。）	【税関への仕入書等の提出】 (1)＝× 第3条第1項、施行令第3条第2項（通関業者は、電子情報処理組織を使用して他人の依頼による輸入申告を行う場合には、当該申告入力後税関長が定める期限までに、関税法第68条（輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類を税関に提出しなければならない。） (2)＝× 第3条第1項、同令第3条第2項（電子情報処理組織を使用して輸入申告をした貨物に係る仕入書は、税関長の指定する期限までに税関へ提出しなければならない。） (3)＝○ 第3条第1項、同令第3条第2項（電子情報処理組織を使用して輸入申告をした貨物に係る仕入書は、税関長の指定する期限までに税関へ提出しなければならない。） (4)＝× 第3条第1項、同令第3条第2項（電子情報処理組織を使用して輸入申告をした貨物に係る仕入書は、税関長の指定する期限までに税関へ提出しなければならない。）
	その他の変更等	
問題 (P.15) 解答 (P.12)	2012年5月16日の正誤表を再訂正いたします。 第42回（2008年・平成20年）通関士試験問題の解答第17問 正解＝ <u>3</u> ① 5年 ② 3年 ③ 6年 二－① 5年	正解＝4 ① 1年 ② 3月 ③ 6月 二－① 1年

	訂正後	訂正前						
問題 (P.222)	【専任の通関士】 (1) 通関士の設置を要する営業所には、専任の通関士を1人以上置くこととされているが、その営業所における通関業務の量からみて専任の通関士の設置を要しないものとして、税関長の承認を受けた場合には、 <u>専任であることを要しない。</u>	【専任の通関士】 (1) 通関士の設置を要する営業所には、専任の通関士を1人以上置くこととされているが、その営業所における通関業務の量からみて専任の通関士の設置を要しないものとして、税関長の承認を受けた場合には、 <u>専任でない通関士を置くことができる。</u>						
問題 (P.263) 第21問	当該 (⑥) がされない貨物については、(⑦) を受けることができない。	当該 (⑦) がされない貨物については、(⑧) を受けることができない。						
問題 (P.486) 第7問	4 ロ 上記金型をXへ提供するために要した運賃及び保険料・・・ <u>40,000円</u>	4 ロ 上記金型をXへ提供するために要した運賃及び保険料・・・ <u>400,000円</u>						
解答 (P.116) [1]	2 正誤問題 【通関業務、関連業務】 (11)=× 第7条(保税運送の承認申告手続は、 <u>通関業務に先行する関連業務</u>) (12)=○ 第2条第1項第1号イの(1)(輸入の許可前における貨物に引取りに係る承認申請手続は、 <u>通関業務</u>)	2 正誤問題 【通関業務、関連業務】 (11)=× 第7条(見本の一時持出の許可申告手続は、 <u>通関業務に先行する関連業務</u>) (12)=× 第7条(輸入申告の前に行われる届出の手続は、 <u>通関業務に先行する関連業務</u>)						
問題 (P.502) 第10問	a ほ乳類、鳥類、魚、は虫類	a 生きている両生類						
問題 (P.526)	<table border="1"> <tr> <td>⑤アイススケートを取り付けたスケート靴は、</td> <td>履物として第64類に分類する</td> <td>×64類注1(f)95類注1(g)(05)</td> </tr> </table>	⑤アイススケートを取り付けたスケート靴は、	履物として第64類に分類する	×64類注1(f)95類注1(g)(05)	<table border="1"> <tr> <td>⑤スキー靴及びアイススケートを取り付けたスケート靴は、</td> <td>スキー靴は履物として第64類に分類、スケート靴は運動用具として第95類に分類する。</td> <td>○64類注1(f)95類注1(g)(99、95、05)</td> </tr> </table>	⑤スキー靴及びアイススケートを取り付けたスケート靴は、	スキー靴は履物として第64類に分類、スケート靴は運動用具として第95類に分類する。	○64類注1(f)95類注1(g)(99、95、05)
⑤アイススケートを取り付けたスケート靴は、	履物として第64類に分類する	×64類注1(f)95類注1(g)(05)						
⑤スキー靴及びアイススケートを取り付けたスケート靴は、	スキー靴は履物として第64類に分類、スケート靴は運動用具として第95類に分類する。	○64類注1(f)95類注1(g)(99、95、05)						